

館山市地域おこし協力隊（リノベーションまちづくり推進業務）活動費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、館山市地域おこし協力隊（リノベーションまちづくり推進業務）実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条に規定する地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）に対し、実施要綱第9条第2項の規定に基づき、館山市地域おこし協力隊（リノベーションまちづくり推進業務）活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、館山市補助金等交付規則（平成19年3月30日規則第31号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 この要綱により、補助金の交付の対象となる者は、隊員とする。

（補助対象事業）

第3条 この要綱により、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、その内容は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 活動支援事業 実施要綱第9条第1項第1号に規定する支援を行う事業
- (2) 生活等支援事業 実施要綱第9条第1項第2号に規定する支援を行う事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 この要綱により、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、活動支援事業にあつては、別表第1左欄に掲げる経費とし、生活等支援事業にあつては、別表第2左欄に掲げる経費とする。

- 2 この要綱による補助金の額は、予算の範囲内において、活動支援事業にあつては、別表第1左欄に掲げる経費の区分に応じ、当該右欄に定める額とし、生活等支援事業にあつては、別表第2左欄に掲げる経費の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。
- 3 前項の補助金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする隊員は、規則第5条第1項に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域おこし協力隊（リノベーションまちづくり推進業務）活動計画書（別記様式）
- (2) 契約書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときには、その内容を審査し、その内容が適当と認められるときは、規則第6条第3項に定める補助金等交付決定通知書により、当該申請

をした隊員に通知するものとする。

(概算交付)

- 第7条 市長は、規則第16条ただし書の規定により、補助事業の目的を達成するために必要があると認めるときには、前条第1項の交付決定通知を受けた隊員（以下「補助対象隊員」という。）の請求により、補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 補助対象隊員は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときには、規則第17条第1項に定める補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 補助対象隊員は、補助事業を完了したときには、規則第13条第1項に定める補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 領収書等の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該活動年度の3月末日までのうち、いずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第9条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときには、その内容を審査し、その内容が適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定のうえ、規則第14条に定める補助金等交付確定通知書により補助対象隊員に通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第10条 前条の通知を受けた補助対象隊員が、補助金の交付を受けようとするときは、規則第17条第1項に定める補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 第7条の規定により補助金の概算交付を受けた補助対象隊員は、前条の通知により、その交付確定額が概算交付額を下回っていた場合には、市の求めに応じ、その差額を速やかに返還しなければならない。

(関係書類の保存)

- 第11条 補助対象隊員は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(補則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1 (第 4 条関係)

活動支援事業

補助対象経費	補助金の額
活動に係る車両借上料	左欄に掲げる経費の合計額に相当する額。 ただし、一の年度において、当該補助金と別表第 2 に掲げる生活等支援事業に対する補助金の合計額は、2,000,000 円 (以下この欄において「上限額」という。) を限度とする。この場合において、隊員の委嘱日が年度の中途である場合は、上限額を 12 で除した額に、当該委嘱日の属する月以後の年度内月数を乗じて得た額を限度とする。
活動に係る車両の燃料費	
活動に係る情報発信に要する通信経費	
活動に係る備品、消耗品等の購入又は借上に要する経費	
活動の関係者等との調整・協議等に要する経費	
活動に必要な知識の習得、隊員の能力向上を目的とする研修の受講等に要する経費	
その他、活動のために市長が必要と認める経費	

別表第 2 (第 4 条関係)

生活等支援事業

補助対象経費	補助金の額
隊員に係る住宅及び駐車場の賃借料 (敷金、礼金及び水道光熱費を除く。)	左欄に掲げる賃借料の総額に相当する額。 ただし、月額 50,000 円を限度とする。

附則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

地域おこし協力隊（リノベーションまちづくり推進業務）活動計画書

年 月 日

館山市長 様

（申請者）氏名

1 活動の概要

活動期間	年 月 日から 年 月 日まで
活動の目的	
活動の概要	

2 活動内容等

（単位：円）

活動内容	算出の根拠等	活動に係る経費の額	備考
合 計			